

様

全国就労移行支援事業所連絡協議会
会長 石原康則

障害者総合支援法の見直しに係る要望書

平素は障害者の一般就労の推進について格別なるご指導、ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

本会は、障害のある方々の一般就労を促進する事業、就労移行支援事業を運営する事業所の全国団体です。本会の会員は、就労後の職場定着を見据えた就労準備支援を行い、一定水準以上の一般就労実績と職場定着実績を持つ事業所から構成されております。

社会保障審議会障害者部会が 2013（平成 25）年 7 月 18 日に再開されてから、当会も参画させていただき、障害者の一般就労促進に向けて発言させていただいたところであり、昨年 12 月 14 日に障害者総合支援法見直しに向けた報告書が取りまとめられました。

この報告書を基に障害者総合支援法が見直されることを踏まえ、障害者自立支援法から繋がる就労支援施策の質をより一層高めるために、以下の点を要望致します。何卒、ご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 就労移行から就労定着への仕組みづくり

障害者の就労支援については、報告書の 11 ページから 13 ページまで記載されています。特に、13 ページでは、「就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活支援等）を集中的に提供するサービスを新たに位置づけるべき」とされています。2018（平成 30）年度に精神障害者が雇用率算定基礎に加わることを考えれば、就労定着に向けたサービスが新設されることは歓迎すべきだと思います。

しかし、適切な就労移行支援なしに就労定着支援のみを求められるのではないかと、ということが懸念されます。適正なアセスメントやジョブマッチングを行わないまま一般就労をされた方に対して、定着支援を行う事は非常に難しく、場当たりの支援によって離職を早めたり、無理に就労継続をしたりすることになりかねません。

そのため、定着支援に係るサービスを検討することに合わせ、就労移行支援事業の質を評価する仕組みが必要です。就労支援はプロセスであり、初期のインテークから職場定着まで一連の流れで捉えることが重要であり、就労移行支援から就労定着支援への情報共有が重要です。就労実現をした障害者がより安定した職業生活を送るため、**適切なジョブマッチングを図るための仕組みを講じつつ、就労定着の支援を充実させることが重要**です。

2. 人材育成とそれに資する職員の処遇改善

就労移行支援事業所の事業所数は急増していますが、報告書の 11 ページで指摘されている通り、一般就労への移行率が二極化しています。法の見直しに当たっては、量の増加から質の向上への転換が必要です。アセスメントや就労支援の流れを理解していないまま業務を行っている事業所も多く見られるようになっているため、質の高い就労移行支援事業を運営するために、**就労支援員の研修やサービス管理責任者研修の充実**が必要です。

昨年 10 月 9 日に行われた財政制度審議会で、障害保健福祉関係予算の効率化が指摘されていますが、職員の質の向上には、職員の処遇改善も重要です。現在、処遇改善事業によって障害福祉サービス職員の処遇改善が図られていますが、質の高い職員を確保し、定着させる上でも、今後も**処遇改善事業の継続**が必要です。

3. 一般就労者の障害基礎年金受給

現在、一般就労を果たした障害者が、それまで受け取っていた障害基礎年金を受給できなくなる事例が増えています。特に、精神障害者や発達障害者においてこうした事例は顕著に見られており、さらに、支給認定や支給停止の判断に大きな地域格差があります。

厚生労働省における「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」において「等級判定のガイドライン」が議論されているところですが、障害特性のために短時間労働しかできない方も多くいるため、単に就労しているというだけで障害基礎年金の受給ができなくなることは、生活困窮層をいたずらに増やすこととなります。また、障害基礎年金の受給ができなくなるために、積極的に一般就労をしようとは思わなくなるというネガティブな効果も考えられます。**当事者の生活保障という観点から障害基礎年金の認定を行い、支給停止については慎重に行うべき**だと考えます。

4. 検討規定と付帯決議の必要性

今後も精神障害者や発達障害者の増加が見込まれ、障害福祉サービスのニーズも異なりを見せていくと思われまます。就労支援分野では2018（平成30）年度に精神障害者が雇用率算定基礎に加わります。精神障害者の就職は急速に伸びていますが、その反面、離職の多さが課題となっている現在、病気と障害が共存していることを踏まえた支援ノウハウの確立と評価、共有は喫緊の課題と考えます。

今後の状況が大きく変わる可能性を踏まえ、この度の報告書において引き続き検討すると示されている利用者負担や所得補償等の課題同様、就労支援の在り方についても議論を継続し、**3年を目途として再検討する**必要があります。そのためにも、法の見直しの際に、障害者総合支援法の成立時と同様、検討規定ならびに付帯決議を改めて盛り込んでいただきたいと思います。

以上